参考

第 59 回伊勢市都市計画審議会
事前説明案件

令和 2 年 4 月 28 日

① 関係法令等（抜粋） …Ｐ１～Ｐ２

② 市道整備の考え方 …Ｐ３

③ スケジュール …Ｐ４

参考１

関係法令等（抜粋）

■建築基準法

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、**ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、**都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

■都市計画法

（定義）

第四条

この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

５　この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

（都市施設）

第十一条

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

三　水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、**ごみ焼却場**その他の供給施設又は処理施設

２　都市施設については、**都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定める**ものとするとともに、**面積その他の政令で定める事項**を定めるよう努めるものとする。

■都市計画法施行令

（都市施設について都市計画に定める事項）

第六条

法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

五　空港、緑地、広場、運動場、墓園、汚物処理場、ごみ焼却場、**ごみ処理場**又は法第十一条第一項第五号から第七号までに掲げる都市施設　**面積**

■三重県環境影響評価条例

（都市計画に定められる対象事業又は準対象事業に関する特例）

第三十九条

対象事業若しくは準対象事業が**都市計画法**（昭和四十三年法律第百号）**第四条**第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業若しくは当該準対象事業又は対象事業若しくは準対象事業に係る施設が**同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業若しくは準対象事業についての環境影響評価その他の手続は**、規則で定めるところにより、同法第十五条第一項の県若しくは市町（同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき**都市計画の決定若しくは変更をする市町で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者又は当該準対象事業に係る準対象事業者に代わるものとして、当該対象事業若しくは当該準対象事業又は対象事業若しくは準対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。**

参考２

市道整備の考え方

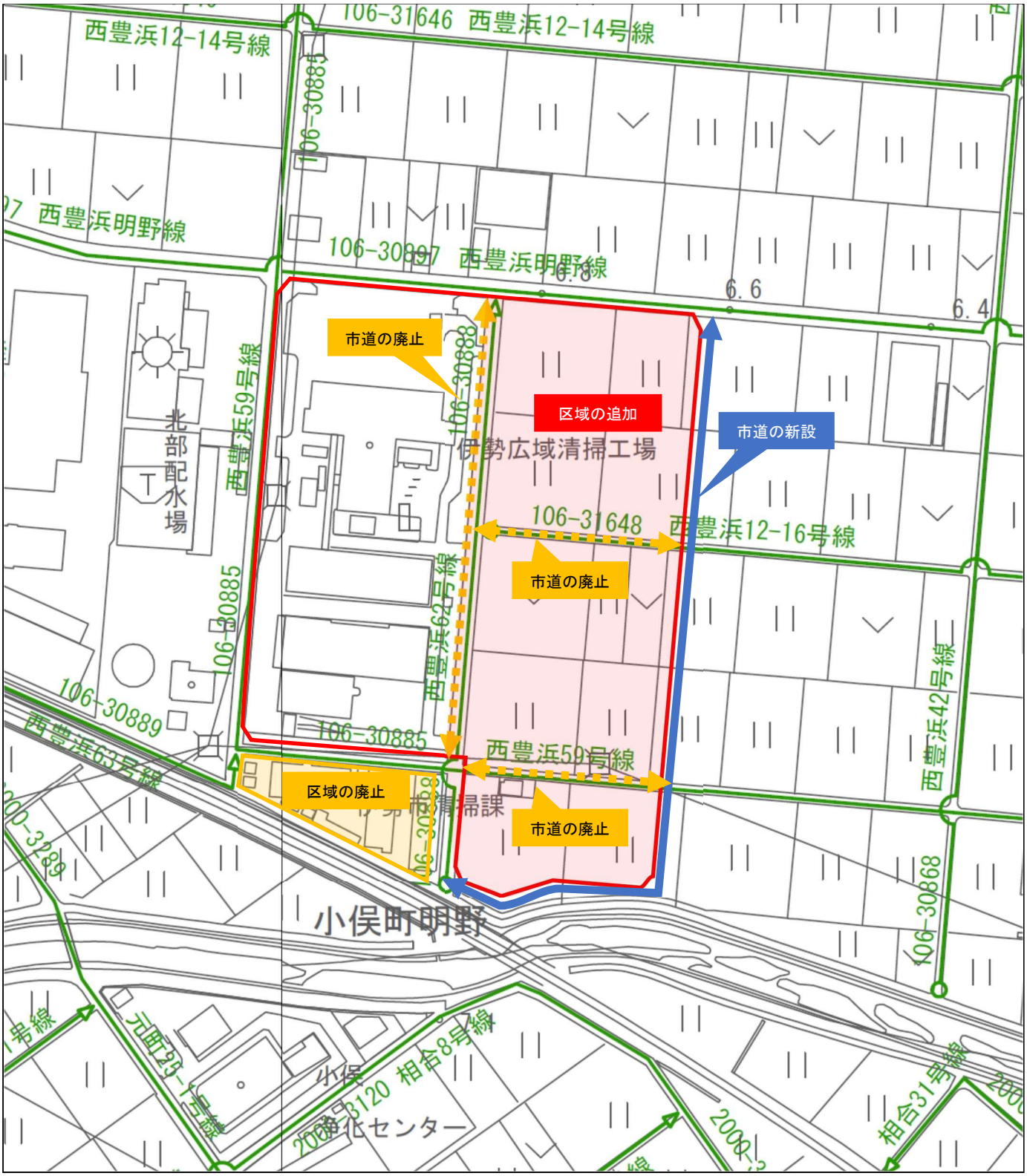

都市計画手続き及び環境影響評価について

都市計画手続き・環境影響評価

都市計画の流れ	環境影響評価の流れ
都市計画の素案の作成	環境影響方法書の作成（環境影響評価を行う方法をまとめた図書） 現在はこの段階
都市計画の素案の縦覧 公述申し立ての受付	方法書の公告・縦覧 意見書の受付
説明会（令和２年６月５日）	
公聴会（令和２年７月29日）	
都市計画の検討	調査・予測・評価の実施 環境保全措置の検討
都市計画案の作成	環境影響評価準備書の作成（環境影響評価の結果について意見を聴くための準備としてまとめた図書）
都市計画案の公告・縦覧 説明会、意見書の受付	環境影響評価準備書の公告・縦覧 準備書の説明会、意見書の受付
	環境影響評価書の作成（環境影響評価の結果をまとめた図書）
伊勢市都市計画審議会	
都市計画決定告示 都市計画図書の縦覧	環境影響評価書の公告・縦覧

※ 評価書の作成までは、三重県環境影響評価条例の規定により都市計画決定権者である伊勢市が伊勢広域環境組合に代わり手続きを進めます。

許認可等の申請・事業着手

事後調査

事後調査報告書（事後調査の結果をまとめた報告書）

※許認可等の申請以降は、伊勢広域環境組合が実施。

影響評価関係地域　：　伊勢市、明和町、玉城町

都市計画手続き

1　素案の縦覧

期間　：　令和２年６月１日（月）～7月15日（水）

場所　：　都市計画課、各総合支所生活福祉課、豊浜支所、伊勢図書館、小俣図書館、伊勢広域環境組合

時間　：　8 時 30 分から 17 時 15 分まで　（土・日曜日を除く）
※伊勢図書館、小俣図書館は９時から 19 時まで(休館日を除く)
※市のホームページで閲覧することもできます。

2　説明会の開催

日時　：　令和２年６月５日　（金）　19 時から

場所　：　伊勢市ハートプラザみその

※環境影響評価方法書に係る説明会と併せて行います。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、中止または延期とする場合があります。

3　意見申出書の提出

素案について、ご意見がある方は意見申出書を提出することができます。
所定の用紙（縦覧場所にあります。またはホームページよりダウンロードできます。）に必要事項を記入し、郵送または FAX・メール、持参により提出してください。

(1)提出資格
市民または利害関係者

(2)提出期限
直接持参・FAX・メールの場合は７月 15 日午後５時 15 分までとし、郵送の場合は７月 15 日までの消印を有効とします。

(3)提出先
〒516-8601　伊勢市岩渕１丁目７番 29 号　伊勢市都市整備部都市計画課（市役所本庁舎本館４階）
FAX 番号 0596-21-5585、メールアドレス toshikei@city.ise.mie.jp

4　公聴会の開催

意見申出書を提出した人が意見を述べる公聴会を開催します。
日時　：　７月 29 日（水）、午後７時～
場所　：　ハートプラザみその
※公聴会の開催の有無は、縦覧期間終了後、市のホームページ及びケーブルテレビ文字放送でお知らせします。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、中止または延期とする場合があります。

環境影響評価

1　方法書の縦覧

期間　：　令和２年６月１日（月）～7月15日（水）

場所　：　都市計画課、各総合支所生活福祉課、豊浜支所、伊勢図書館、小俣図書館、明和町役場、玉城町役場、伊勢広域環境組合

時間　：　8 時 30 分から 17 時 15 分まで　（土・日曜日を除く）
※伊勢図書館、小俣図書館は９時から 19 時まで(休館日を除く)
※伊勢市、明和町、玉城町、伊勢広域環境組合のホームページで閲覧することもできます。

2　説明会の開催

日時　：　令和２年６月５日　（金）　19 時から

場所　：　伊勢市ハートプラザみその

※都市計画の変更素案に係る説明会と併せて行います。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、中止または延期とする場合があります。

3　意見書の提出

方法書の内容について、環境保全の見地から、ご意見のある方は意見書を提出することができます。
任意の用紙に「(3)意見書に記載する事項」を記入の上、郵送または FAX・メール、持参により提出してください。

(1)提出期限
直接持参・FAX・メールの場合は７月 15 日 17 時 15 分までとし、郵送の場合は７月 15 日までの消印を有効とします。

(2)提出先
〒516-8601　伊勢市岩渕１丁目７番 29 号　伊勢市都市整備部都市計画課（市役所本庁舎本館４階）
FAX 番号 0596-21-5585、メールアドレス　toshikei@city.ise.mie.jp

(3)意見書に記載する事項
ア　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ　意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
ウ　環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

4　方法書及び事業計画のお問い合わせ

環境影響評価方法書及び事業計画の詳細については、伊勢広域環境組合業務課整備推進係にお問い合わせください。　電話（0596）37–1218